

「三昧発得記」偽撰説を疑う

中 野 正 明

まえがき

法然の思想的立場について考えるには、門弟を取りまく周囲の状況すなわち朝廷および南都・北嶺との関係を充分に考慮にいれなければならないが、とくに比叡山黒谷の叡空を師として円頓戒を伝受した法然は、下山して東山吉水の地に居住しても生涯を持戒の僧として送ったといわれている。

ここに取りあげようとする「三昧発得記」は、その真偽の判断によって法然の思想的立場の理解に大きな影響を及ぼす遺文といえる。田村圓澄氏はその著『法然上人伝の研究』第三部「法然伝の諸問題」第六章「三昧発得記」において、内容的に非法然的であるとしてこれを偽撰であるとする趣旨を述べられた。問題はきわめて重大であるにもかかわらず、積極的な反論もみられず今日も遺文としての信憑性は曖昧なままとなっており、法然の三昧発得という宗教体験の有無についても確実視されていない。筆者はこのたび『藤堂恭俊博士古稀記念浄土宗典籍研究』研究篇に「醍醐本『法然上人伝

記』所載「御臨終日記」の成立過程について」なる拙論を寄せた際に、とくにこの『醍醐本』の構成上の問題や編集の意図に関する若干の卑見を持ち、そのことが「三昧発得記」の信憑性を考えるのに関係深いものと思われるため、ここに田村説に対する疑問とともに報告しておきたい。

一

はじめに田村氏の主張されるところの要点をまとめてみると、「では何故、法然に仮託した『三昧発得記』がつくられたのであろうか。」と想定して、おもにつきぎのような諸点を指摘されている。①教義上からいって非法然的である。②『源空聖人私日記』が人間法然は菩薩の化身、弥陀の応跡として直人に非ざること表現するような一貫した思想に促されたものである。③建久九年正月から元久三年三月までの間は兼実女房、宜秋門院、兼実らに授戒し、また南都・北嶺による専修念仏教団圧迫が、次第に高まりつつある時であった。④建久九年からその筆を起しているのは、主著『選択本

「三昧発得記」偽撰説を疑う（中野）

願念仏集」が三昧発得中の念仏者の製作であることを示そうとしているものである。⑤「三昧発得記」の作者は、『観経疏』を書いた善導の夢中対面による玄義の指授を、『選択本願念仏集』をつくった法然にあてはめようとしたものである。もちろん、指摘される諸点はいずれももっともなる疑問であり、同氏の優れた視点には導かれるところが多い。しかし、この問題にはとくに「三昧発得記」の文献学的な認識が必要と思われる、その意味で筆者と立場を少しく異にする。

二

「三昧発得記」の伝存についての程度確認できるのかを述べよう。まずは、『園太暦』貞和五年（一三四九）五月十五日の条をあげることができる。

（上略）法然上人三昧発得記可令_レ拜見之旨、先日長老約諾、仍旁所参向_二也、用興、光熙朝臣・永季・定季等在共、先参御塔、次於_二本堂調_二上人、彼記被_二取出、拜見、隨喜渴仰、今生之思出也、中紙草子、自筆也、自建仁二年正月一日、歟念仏別行_二歟、自_二六日_二有_二發得瑞、是地觀宝樹以下次第現前、以_二之_二称_二三昧發得_二歟、彼記可_二寫給_二之旨申了、（下略）

これによると、記主洞院公賢は同行の公家衆達とともに二尊院において法然の三昧発得記を拝見している。まず塔に参っているが、これはおそらく二尊院の鷹塔を指すものと見られる。法然の自筆であることを記し感激の様子を今生の思出と

までいつている。しかし、建仁二年正月から念仏の別行が始まったとか、六日より発得の瑞があらわれたとか記しているが、これは『醍醐本』や後述の『西方指南抄』の記述と比べれば公賢の記憶違いであろう。つぎに天文二十年（一五五一）ころ伏見貞敦親王・三条西公条、画師狩野法眼元信らによつて作られた「二尊院縁起」に所載される記述をあげることもができる。この二尊院本は全体の記述を伝えるものではなく一部を除き後半部が省略されており、また原本は現存せず、元禄八年（一六九五）に大串元善が副本を書写したものである。ほかにも円慈の『浄土希聞抄』第四によれば、「三昧発得記」の正本が二尊院に存した旨が記されていたり、義山の『円光大師行状画図翼賛』五〇「二尊院」にも七箇条起請文のほかに自筆の三昧発得記と合わせて六卷伝持するとあり、さらに二尊院に所蔵する元禄十一年七月に記された『巡見奉行案内帳』によれば、「源空和尚当山在住行事」の一つとして「七箇条制誡」「足引之御影」等についての記述とともに「在住之内三昧発得者」との項目を記しており、この時点でも「三昧発得記」の伝存が窺われる。これらの記述を信頼すると、それが本当に法然の自筆本であったかどうかは分明でないが、自筆本といわれていた「三昧発得記」がこのころまで二尊院に伝存していたこととなり、「二尊院縁起」はこれをそのまま収載したものとみなされる。

三

ところで、「三昧発得記」の現存する記述をあげてみると、『西方指南抄』中本所収「建久九年正月一日記」、「二尊院縁起」所載本、『醍醐本』「御臨終日記」所載本、『拾遺黒谷語灯録』(漢語)所収「三昧発得記」等がある。これら諸本の記述をそれぞれ比較検討してみることによって、「三昧発得記」自体の溯源に迫れるかどうかのみきわめられるものである。諸本対照表は前掲拙稿を参照していただくことにして、その問題点を整理して述べると、まず『拾遺黒谷語灯録』(漢語)所収「三昧発得記」と『西方指南抄』中本所収「建久九年正月一日記」とを比較すると、削除・挿入・異同箇所がはなはだしい。しかし、『拾遺黒谷語灯録』の漢語一卷は恵空本にはなく義山本によるしかない。義山本は他に所収する遺文類の校合の結果から、義山個人による改竄箇所が多いことが判明している。ところが、ほかの三本はそれぞれの記述について、和文体・漢文体の違いはあるがおおむね一致するところであり、この三本は一応同一系統のものと思倣される。これは、すなわち法然自筆本のような原型の存在を裏付けるものにはかならない。あえていうならば、『醍醐本』においては『西方指南抄』本に比較して挿入語句より削除箇所の方が若干多いようにみられる。つづいて『醍醐本』「御臨終日記」所載の「三昧発得記」を除いた前半部であるが、これを『西

方指南抄』本ならびに各種法然伝のうち比較的成立の早い『知恩講私記』『四卷伝』『源空聖人私日記』の記述と比較検討し、相互の関係についてとくにその成立過程を推測すると、はじめに『西方指南抄』本系で原型に遡れる記述を想定することがもつとも納得いくことであり、そして転写伝来の際に『西方指南抄』所載「諸人靈夢記」との合縁がなされ、その記述を原資料として『醍醐本』や『知恩講私記』系統の記述、『四卷伝』や『源空聖人私日記』系統の記述が生まれといったものと推察される。

そこで、『醍醐本』「御臨終日記」は二つの遺文の併合によって成っている。それは『西方指南抄』本や『拾遺黒谷語灯録』本との照合によって、「法然聖人臨終行儀」あるいは「臨終祥瑞記」と、「建久九年正月一日記」あるいは「三昧発得記」とそれぞれ題される両遺文と同一のものである。『醍醐本』「御臨終日記」は構成上この両遺文の間につきのような文節を挿入している。

(上略)上人入滅以後及三十年、当世奉_レ値_二上人之人其数雖_レ多、時代若移者於_二在生之有様_一定懷_二懐_一、_レ為_二之今聊抄_一記見聞事、又上人在生之時、發_レ得_二口称_一三昧_二常見_一淨土依正_二以自筆_一之勢至房_レ傳_二之、上人在生之後明遍僧都尋_二之加_一一見_二流_一隨喜涙、即被_レ送_二本_一處、當時聊雖_レ聞_二及此由_一未_レ見_二本者不_レ記其旨_一、後得_二彼記_一写_レ之、(下略)

「三昧発得記」偽撰説を疑う（中野）

この挿入文は二つの内容から成っている。「又上人在生之時」からわかれ、その前の部分は法然滅後三十年が経ち時代が移り変わると、師の在生の有様について詳しくわからなくなってしまうので、いまここに見聞することを抄記するとある。

後部の方は法然在生時に三昧発得の体験を自ら筆録していたものを源智が伝えていたが、法然滅後明遍がこれを一見して随喜の涙を流し本所に送ったため原本は確認できないでいたが、のちにこれを得て書写したというものである。さらに、こうした「三昧発得記」伝来の説明は、この『醍醐本』『御臨終日記』の最末尾にも「此三昧発得之記、年来之間勢観房秘藏不_レ披露、於_二没後_一不_レ面伝_{（図カ）}得之_二書畢_一」と附記されている。この挿入文のうち後部の記述と末尾の部分とは、「三昧発得記」に対する説明文として同時に追記されたものである。このように『醍醐本』の編者が「三昧発得記」と結合させようとした時点で、『醍醐本』『御臨終日記』前半部の記述はすでに確定していたと考えられる。そして、『西方指南抄』本との照合によってわかったように、前半部が多くの省略による抄出とみられたのに比べて、後半部の「三昧発得記」のほうはほとんど近い記述であることを考えると、『醍醐本』の編者はこの「三昧発得記」の存在を世に主張することが重要な目的の一つであったという見解に達してくる。そして、『醍醐本』『御臨終日記』前半部に、「同三日戌時上人語_二弟

子云、我本在天竺_二交_一声聞僧_二常行_一頭陀、其後來_二本國_一入_二天台宗_一又勸_二念仏_一、（中略）又御手付_二五色糸_一可_レ令_レ執_二之_一給_二之_一由勸者、如_レ此事者是大様事也云終不_レ取、とあるように、三昧発得の体験によって常に仏・菩薩を拝することができから五色の糸をとったりする臨終行儀は必要でないとの法然の意思を記し、そのあとに実際に大往生の様子を細かに記しているわけで、こうした経過の説明に根拠とすべき「三昧発得記」を掲載する意義が存したのである。

四

さて、田村説の検討であるが、まず教義上からいって本當に非法然的であろうか。問題にされているのはつぎのごとき『選択本願念仏集』第十二章「付属仏名篇」私釈段の記述である。

（上略）就_二中同疏玄義分_一中云、此経観仏三昧為_レ宗亦念仏三昧為_レ宗、既以_二三行_一為_二一経宗、何_レ廃_二観仏三昧_一而_レ付属念仏三昧_一之哉、答曰云_二望_二仏本願_一意在_二衆生_一一向専称_二弥陀仏名_一、定散諸行非_二本願_一故不_レ付属_二之_一、亦於_二其中_一観仏三昧雖_二殊勝行_一非_二仏本願_一故不_レ付属、念仏三昧是仏本願故以_二付属_一之、（下略）

この部分は念仏三昧を付属して観仏三昧を廢する仏意を明らかにしようとした一節である。しかし、法然の三昧発得は観仏三昧によるものとはかぎらず、それがむしろ念仏三昧によるものであることは想像にかたくない。それはまた前掲の

『醍醐本』『三昧発得記』の附記に「又上人在生之時、発得口称三昧常見淨土依正、」とあることから、口称の念仏三昧によるものに相違ない。『選択本願念仏集』第十六章「以弥陀名号付属舍利弗篇」私釈段に「偏依善導」の理由を述べて、「善導和尚是三昧発得之人也、」と記し、加えて「善導是弥陀化身也、」と表現している。法然がいかに三昧発得の宗教体験に重要性を置いていたかが窺い知られる。つぎに、『源空聖人私日記』についてであるが、その成立時期について中井真孝氏は『源空聖人私日記』の成立について「『仏教文化研究』二九」に、『四巻伝』を原資料として作成されている面の多いことを指摘されている。また、建久九年から元久三年の間の授戒は『玉葉』の記事などで確認できるところであるが、比叡山との関係はたとえば元久元年（一二〇四）十一月七日付送山門起請文の趣旨からすると、とても法然に弾圧を加えていたとも法然が比叡山に妥協的な姿勢をとっていたとも思えない。そして、『拾遺黒谷語灯録』（和語）収録の建久九年四月二十六日付「津戸三郎為守へつかわすお返事」等の記述によると、建久八年（一一九七）から翌九年にかけて法然は病気がちで瘡病に患い一時は危険な状態にあった。同九年正月に始まる三昧発得の体験、同三月の『選択集』の撰述、同四月の没後遺誠文の起草等は、そうした法然の健康状態との関係において考察されるべきである。善導との夢中対

面は、これを記す『西方指南抄』所収「法然聖人御夢想記」ならびに『拾遺黒谷語灯録』（漢語）所収「夢感聖相記」と、各種法然伝所載の記述を検討してみると、それぞれの年代設定が、法然の浄土門帰入、三昧発得、『選択集』撰述のうちいずれかの関連において行なわれているが、年時を「建久九年五月二日記之」と明確に記すのは、改竄箇所が多く信憑性に問題のある義山印行本しか現存しない『拾遺黒谷語灯録』（漢語）所収「夢感聖相記」のみである。これらの諸点を田村説のそれぞれにあてはめてみることによって、「三昧発得記」偽撰説が少しく思いつき過ぎであることが明瞭となるであらう。

あとがき

以上、「三昧発得記」に関する問題点として、とくに自筆本の伝来性、伝存諸本の文献学的位置付け、『醍醐本』『三昧発得記』の信憑性、教義的整合性等を中心に考察し、田村氏の偽撰説に対する若干の疑問を述べさせていただき、諸賢の叱正を乞うところである。

△キーワード▽ 法然、三昧発得、『醍醐本』

（華頂短期大学講師）